

週休2日制モデル工事の概要

平成29年7月18日
関東地方整備局企画部
技術管理課
技術調査課

1. 試行のタイプ

当面は、受注者の希望によって週休2日に取り組む「受注者希望型」とする。

2. 試行対象工事

平成29年7月1日以降公告する全ての工事（港湾空港関係、営繕工事を除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 契約工期が6ヶ月（約180日）未満の工事
- (2) 現場施工が3ヶ月（約90日）未満の工事
- (3) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (4) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- (5) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

3. 週休2日の考え方

工期内において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間と夏季休暇3日間を除く）

- ・ 工期内とは、工事着手日から完成通知日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。
- ・ 週休2日相当とは、一定期間内の日数の7分の2。
- ・ 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。
- ・ 計画的に取得できる現場閉所を対象とし、降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることは認めない。（休むのは良いが、実績としない）

4. 工期の設定

国債等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行う。

5. 工事工程の共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(全ての工事で実施)

工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6. 間接工事費の補正

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合、共通仮設費(1.02)、現場管理費(1.04)を補正する。試行として、受注者希望型は精算時に計上する。ただし、機械設備工事を除く。

7. 週休2日確保の確認方法

- (1) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督職員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に「現場閉所届(休工届)」を提出する
- (3) 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 週休2日の取得状況は事務所ホームページに掲載する。

8. 成績評定(受注者希望型の場合)

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績の加点評価を行う。なお、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない。

9. 履行実績取組証の発行

関東地整独自のインセンティブ付与として、試行工事に取り組み、一定期間の週休2日を達成した工事には履行実績取組証(以下、取組証という)を発行する。

- (1) 取組証は、『取得計画書』で計画された現場閉所日数と工期中の現場閉所日数を整理する。
- (2) 取組証の発行基準は以下のとおり。(間接工事費の補正、工事成績と異なる点に注意)

工期内において現場閉所日数が週休2日相当の8割以上を達成し、かつ、月単位で週休2日相当の現場閉所を行った月数が工期内の半分の月数以上となった場合。なお、月数とは、1日から月末において工期内が7日以上ある月の数とする。

(3) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

10. アンケートおよび広報

- (1) 受注者は、当該試行工事にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
- (2) 工事現場において、モデル工事である旨を明示（工事看板等）する。

11. 平成30年度の総合評価による評価（「週休2日制モデル工事の施工実績」の運用方針（案））

- (1) 全工事種別において、評価項目「週休2日制モデル工事の施工実績」を選択可能（ただし、営繕工事は対象外）
- (2) 週休2日の試行対象工事では、原則、評価項目として設定する。
- (3) 適用開始日は、審査基準日が平成30年8月1日以降の工事に適用する。
- (4) 審査基準日以前に発行された「取組証」の有無を評価する。
- (5) 「企業の技術力（自由設定項目）」内の「週休2日制モデル工事の施工実績」において、「取組証あり」の場合、1点加点する。
- (6) 「取組証」の有効期限
 - ①H30.7月以前に発行された「取組証」は、審査基準日がH31.7.31の工事まで有効
 - ②H30.8月以降に発行された「取組証」は、1年間（審査基準日がH31.8.1以降の工事）

以上